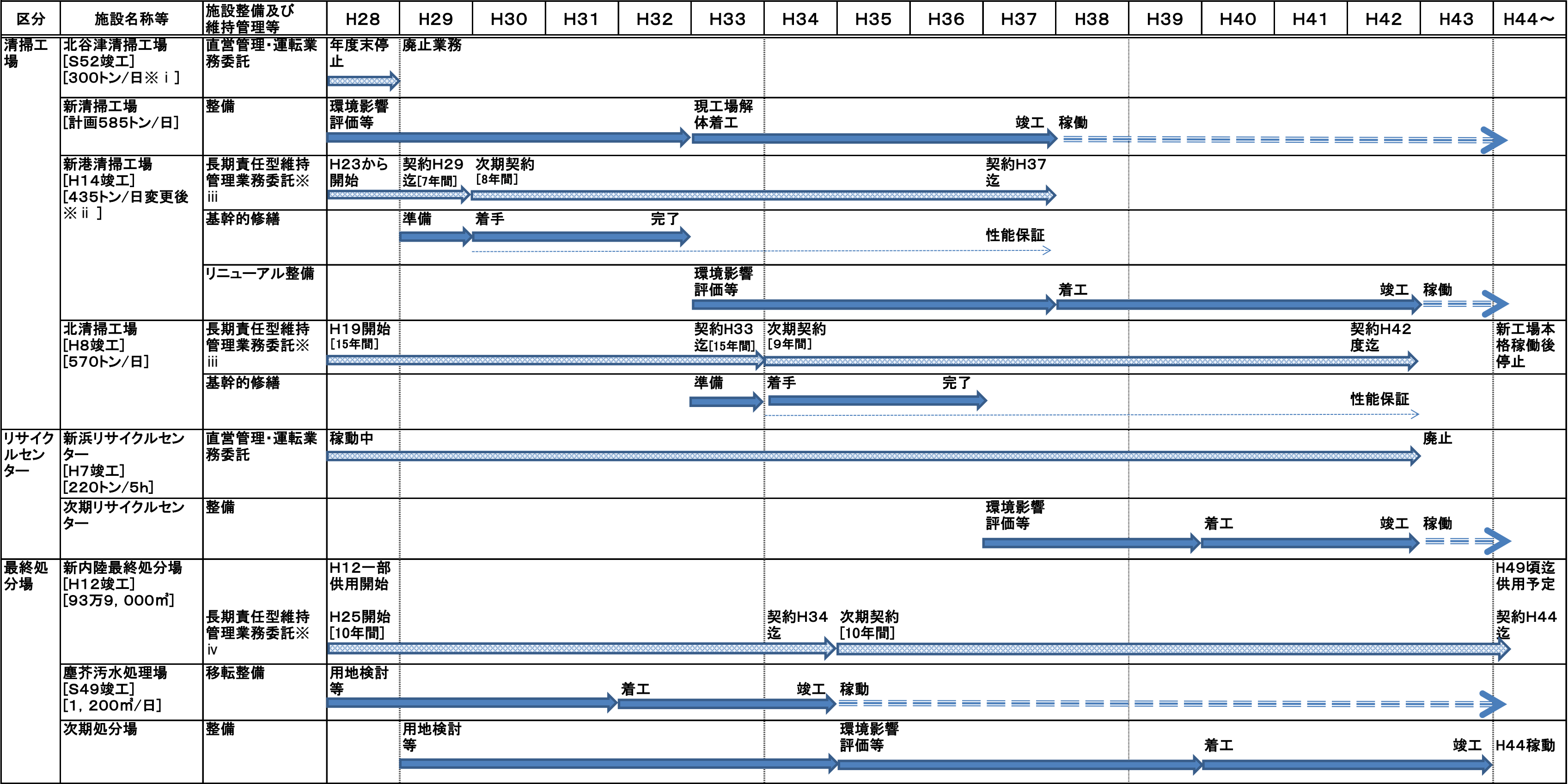


3用地2清掃工場運用体制移行後の一般廃棄物処理施設の整備及び管理について

参考資料3



※ i 450トン/日であったが、平成21年度に1炉廃止し、現在2炉で300トン/日となっている。
※ ii 施設設備は現状のまま届出により、405トン/日から435トン/日へ変更する。
※ iii 長期責任型維持管理業務とは、廃棄物処理施設の運営維持管理業務を民間事業者に長期にわたり包括的に委託する事業のことであり、清掃工場では、北清掃工場及び新港清掃工場が導入している。
※ iv 最終処分場の長期責任維持管理業務委託の対象は、新内陸最終処分場、東部最終処分場、下田最終処分場、中田最終処分場、蘇我地区廃棄物埋立処分場の5箇所である。
※ 平成29年度から清掃工場の定期修繕における全炉停止期間の短縮を予定している。
※ 平成29年度からの2清掃工場運用体制への移行措置として北清掃工場定期修繕時(2月頃)に可燃ごみ2,000トン程度の民間処理を計画する。